

< 漁業権者向け要領 >

漁業権漁業における資源管理の状況等の報告要領

第1 目的

今般、令和2年12月1日から改正して施行された漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）及び漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「省令」という。）の規定により（法第90条及び省令第28条）適正な資源管理を行いつつ、漁場を適切かつ有効に活用していることの確認のため、漁業権者は1年に1回以上、知事に対し資源管理の状況等の報告を行うことが義務化された。そこで、当県内の漁業権者が、適法に当該報告を行えるよう、当要領を定める。

第2 対象となる漁業権

当要領では、共同漁業権及び定置漁業権における当該報告の方法等について定める。

なお、区画漁業権については別に定める。

第3 報告すべき事項、報告対象期間、報告期限並びに報告書の様式

- 1 報告すべき事項は、省令第28条第1項に規定のとおりとする。なお、報告対象期間は令和3年1月以降の漁業時期から開始するものとする。
- 2 毎年の報告対象期間は、漁業権の種別により、以下の(1)、(2)のとおりとする。
  - (1) 共同漁業権 4月1日から3月末日まで
  - (2) 定置漁業権 1月1日から12月末日まで
- 3 毎年の報告期限は、漁業権の種別により、以下の(1)、(2)のとおりとする。
  - (1) 共同漁業権 6月末日まで
  - (2) 定置漁業権 3月末日まで
- 4 報告書の様式については、共同漁業権においては参考様式第1号、定置漁業権においては参考様式第2号、それぞれの記載項目を網羅する書面を用いて、漁業権ごとに行うものとする。

第4 報告の委任

原則、報告の主体は免許受有者であるが、長崎県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年長崎県規則第47号。）第3条に規定する報告の委任状兼同意書（別記様式第4号）に、「資源管理の状況等の報告」を第三者へ委任する旨記載のうえ事前に知事に提出している場合は、委任を受けた者（以下「代理人」という。）からの報告に替えることができる。

第5 書類の提出先

- 1 長崎県漁業調整規則（令和2年長崎県規則第44号。）第2条に規定のとおり、免許受有者の住所の所在する市町が県北振興局、五島振興局、壱岐振興局又は対馬振興局の管轄区域内にある場合は、報告者は当該振興局を経由して報告書を提出するものとする。
- 2 それ以外の場合において、報告者は漁業振興課に報告書を提出するものとする。

第6 その他

報告書の氏名の欄には、捺印は不要とする。

## 参考条文等（抜粋）

### （１）漁業法

#### （資源管理の状況等の報告）

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

### （２）漁業法施行規則

#### （資源管理の状況等の報告）

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、一年に一回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 漁業権の種類及び免許番号
- 二 報告の対象となる期間
- 三 資源管理に関する取組の実施状況
- 四 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 五 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 六 その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、一年に一回以上行うものとする。